

社会福祉法人 恵伸会 代表者 殿

神奈川県平塚保健福祉事務所長



実地指導の結果について（通知）

平成26年1月23日に実施しました実地指導の結果、「サンステージ湘南デイサービスセンター」について、別紙1のとおり改善を要する事項が認められました。

ついては、速やかに改善の上、その改善結果を平成26年3月10日までに様式4関係（別紙2）及び様式4関係（別紙3）により当職あてに提出してください。なお、実地指導の際に口頭で指導した事項についても、別添のとおり指導メモを添付いたしますので、速やかに対応してください。

なお、同日実施しました「サンステージ湘南居宅介護サービス」については文書により改善を指導する事項はありませんが、同じく指導メモを添付いたします。

また、今回の実地指導で確認した項目も含めて、定期的に点検等を行い、適正な介護サービスの提供及び介護給付費等の請求に努められるようお願いいたします。

1 対象事業所

（指定通所介護事業所）（指定介護予防通所介護事業所）

「サンステージ湘南デイサービスセンター」（1472001641）

（指定居宅介護支援事業所）

「サンステージ湘南居宅介護サービス」（1472001849）

2 提出が必要な書類（「サンステージ湘南デイサービスセンター」）

(1) 様式4関係（別紙2 報告書の提出）

(2) 様式4関係（別紙3 報告書）

※別紙3には、別紙1に記載した内容の改善結果がわかる書類を添付してください。

問い合わせ先

保健福祉課 山室

電話 0463-32-0130 内線261

様式4関係(別紙1 改善を要する事項)

事業所番号	1472001633	対象事業	指定特定施設入居者生活介護(予防)
事業所名	サンステージ湘南		
実地指導年月日	平成26年1月23日(木)		

番号	項目	指導事項	根拠法令
1	<p><第2節 人員に関する基準></p> <p>○従業者の員数</p> <p><第4節 運営に関する基準></p> <p>○管理者の責務</p> <p>○勤務体制の確保等</p> <p>○記録の整備</p>	<p>【指定特定施設(予防)】</p> <p>利用者に対し適切なサービス提供ができるように、従業者の勤務体制を定めておかなければならないが、当該施設から提出された勤務形態一覧表(6月分)には、資格や勤務形態の記載が無く、ヒアリングでも記載内容に誤り等を確認したので、人員基準等を満たしているかが確認できなかった。</p> <p>については、勤務時間の適正化に努めると共に、従業者の管理を一元的に行い人員基準等の適合状況を明確にし、6月の勤務実績及び直近の勤務予定(それぞれ1か月分)を示す資料を添付すること。</p>	<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成25年1月11日 神奈川県条例第20号 (以下居宅条例)</p> <p>第218条、第233条、第236条、第237条(第56条準用)</p> <p>○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p>平成25年1月11日 神奈川県条例第21号 (以下予防条例)</p> <p>第204条、第214条、第217条、第218条(第54条準用)</p>
2	<第3節設備に関する基準>	<p>【指定特定施設(予防)】</p> <p>当該施設を図面と照合しながら視察したところ、3階に栄養士室、4階にも看護職員の詰め所が増設されていた。レイアウトの変更は、変更届の提出が必要であるので、届け出ること。なお、対応した結果については文書で報告すること。</p>	<p>○居宅条例第220条</p> <p>○予防条例第206条</p>
3	<p><第4節 運営に関する基準></p> <p>○指定特定施設入居者生活介護の取扱方針</p> <p>○身体拘束廃止に向けた取り組み</p>	<p>【指定特定施設(予防)】</p> <p>ヒアリングでは事業所としての身体拘束に関するマニュアルを整備したとのことであったが、実際のマニュアルの保管場所がわからず確認ができなかった。マニュアルの保管場所や止むを得ず身体拘束を行う際の手続きなどについて職員間で共有すること。</p> <p>については、事業所としてのマニュアルの整備状況及び共有化に際して採った処置等を文書で報告すること。</p>	<p>○居宅条例第226条</p> <p>○厚生労働省「身体拘束ゼロの手引き」(参考)</p>

様式4関係 (別紙1 改善を要する事項)

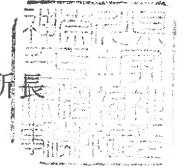
事業所番号	1472001641	対象事業	指定通所介護(予防)
事業所名	サンステージ湘南デイサービスセンター		
実地指導年月日	平成26年1月23日(木)		

番号	項目	指導事項	根拠法令等
1	<p><第3節 設備に関する基準></p>	<p>【指定通所介護(予防)】</p> <p>事前提出図面の「休養室」が基準上の静養室にあたりと説明を受けたが、主な用途は入浴や食事後に横になる場所としての利用であり、体調不良時には食堂・機能訓練室部分と思われる場所の静養用ベッド(パーテーションあり)2台で対応するとのことであった。指導当日に現在の届出状況が確認できなかったが、ベッドの占有部分が食堂・機能訓練室に含まれている場合は、原状回復するか、面積から除外する旨のレイアウト変更届を県介護保険課へ提出する必要がある。</p> <p>確認のため、申請又は変更届等の写し(添付資料の図面・写真を含む)を提出のうえ、静養室の利用方針についても検討し報告すること。</p>	<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第20号(以下、居宅条例) 第102条</p> <p>○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第21号(以下、予防条例) 第100条</p>
2	<p><第4節 運営に関する基準></p> <p>○サービスの提供の記録</p>	<p>【指定通所介護(予防)】</p> <p>業務日誌は作成されていたが、サービスの開始・終了時刻がすべて計画どおりの時間で記載されていた。ヒアリングによると交通事情等で開始時間が若干推移することはあるとのことであった。正確なサービス時間の根拠となる記録であるため、その日の実際の開始・終了時間を記載すること。</p> <p>なお、前回実地指導で同様の指摘をしていたが改善されていなかったため、改善を確認するため、正確な時間を記録した業務日誌の写しを任意の1週間分提出すること。</p>	<p>○居宅条例 第113条(第20条準用)</p> <p>○予防条例 第108条(第20条準用)</p>

平成26年7月28日

社会福祉法人 恵伸会 代表者 殿

神奈川県平塚保健福祉事務所長



実地指導の結果について（通知）

平成26年7月8日に実施しました実地指導の結果、介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護（予防）、について、別紙1のとおり改善を要する事項が認められました。

については、速やかに改善の上、その改善結果を平成26年8月28日までに様式4関係（別紙2）及び様式4関係（別紙3）により当職あてに提出してください。なお、実地指導の際に口頭で指導した事項についても、別添のとおり指導メモを添付いたしますので、速やかに対応してください。

また、今回の実地指導で確認した項目も含めて、定期的に点検等を行い、適正な介護サービスの提供及び介護給付費等の請求に努められるようお願いいたします。

1 対象事業所

事業所名（事業所番号）	サービスの種類	指導内容
社会福祉法人 恵伸会 介護老人福祉施設 サンレジデンス湘南（1472000320）	介護老人福祉施設	文書指導・口頭指導
サンレジデンス湘南居宅介護サービス（1472000015）	指定短期入所生活介護（予防）	文書指導・口頭指導
	指定訪問介護（予防）	口頭指導
	指定通所介護（予防）	口頭指導
	指定居宅介護支援	口頭指導

2 提出が必要な書類

- (1) 様式4関係（別紙2 報告書の提出）
- (2) 様式4関係（別紙3 報告書）

問い合わせ先

保健福祉課 山室、磯崎

電話 0463-32-0130 内線261

様式4関係 (別紙1 改善を要する事項)

事業所番号	1472000320・ 1472000015	対象事業	介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護 (予防)
事業所名	・社会福祉法人 恵伸会 介護老人福祉施設 サンレジデンス湘南 (老福：1472000320) ・サンレジデンス湘南居宅介護サービス (短期：1472000015)		
実地指導年月日	平成26年7月8日(火)		

番号	項目	指導事項	根拠法令
1	<p><第2章(節) 人員に関する基準></p> <p>○従業員の員数</p>	<p>【介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護 (予防)】</p> <p>非常勤歯科医師の資格証の写しが保管されていなかった。施設で本紙を確認のうえ、その写しを直ちに提出すること。</p> <p>また、歯科医師の雇用にあたって、嘱託医師契約書の契約期間が26年3月1日で終了していた。ヒアリングによると自動更新契約とのことだったが、契約書上読み取れなかった。新契約を結ぶ等、現在の雇用が確認できる文書の写しを提出すること。</p>	<p>○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第17号 (以下、老福条例) 第4条</p> <p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第20号 (以下、居宅条例) 第148条</p> <p>○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第21号 (以下、予防条例) 第130条</p>
2	<p><第3章(節) 設備及び備品等></p> <p>○静養室</p>	<p>【介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護 (予防)】</p> <p>静養室を現地確認したところ、短期入所生活介護利用者が居室として使用していた。施設によると、短期入所でも同性配慮の部屋割りをしていること、不穏になり易い短期入所の利用者の見守りが容易に行えることから、寮母室に隣接し1室2床確保されている静養室を短期入所に使用する場合があるということ。</p> <p>静養室の転用時には、他の空きベッドを静養用に確保しているとのことであるが、利用者の体調悪化時や感染症罹患時等における迅速な対応のため、静養室は常時確保する必要がある。また静養室は、県申請等の図面でその位置を明示しているため、随時の変更を想定しているものではない。別の場所とする場合、変更届 (レイアウト変更) の提出が必要である。</p> <p>よって、申請どおりの原状に復するか、県高齢施設課に相談のうえ静養室の位置変更等を行い、その結果を報告すること。</p>	<p>○老福条例 第5条</p> <p>○居宅条例 第151条</p> <p>○予防条例 第133条</p>

平成26年（2014年）8月 4日

社会福祉法人 惠仲会

代表者 様

平塚市長

落合 克宏



実地指導の結果について（通知）

平成26年7月8日に実施しました実施調査及び指導の結果、別紙（第3号様式）のとおり改善又は是正を要する事項が認められました。

については、速やかに改善の上、その改善結果について平成26年8月29日（金）までに次の提出書類を本市あてに提出していただきますようお願いいたします。

なお、実地調査及び指導の際に口頭で指導した事項についても、速やかに対応してください。また、今回の実地指導で確認した項目を含めて、貴事業所自ら介護報酬について点検等を行い、過誤調整が必要な場合は過誤申立の取組をとるとともに、適正な介護サービスの提供及び介護給付費の請求に努められますようお願いいたします。

1 対象事業所

○社会福祉法人 惠仲会 介護老人福祉施設 サンレジデンス湘南

「介護老人福祉施設」

○サンレジデンス湘南居宅介護サービス

「指定短期入所生活介護(予防)」

「指定訪問介護(予防)」

「指定通所介護(予防)」

「指定居宅介護支援」

2 提出が必要な書類

1 改善報告書提出分（第4号様式）

2 改善報告書（第5号様式）

3 改善が確認できる書類

以上

（事務担当は福祉部介護保険課介護給付担当）

TEL 23-1111 内線 2472

第3号様式（第5条関係）

介護保険指定事業者実地調査及び指導における改善通知書

通知年月日	平成26年 8月 4日
対象事業	介護老人福祉施設 指定短期入所生活介護（予防）
事業所名	社会福祉法人恵伸会 介護老人福祉施設 サンレンジンス湘南 サンレンジンス湘南居宅介護サービス

改善又は是正を要する事項	改善又は是正を要する事項の根拠法令等
<p>【介護老人福祉施設・短期入所生活介護（予防）】</p> <p>○第2章 人員に関する基準 （従業員の員数） 非常勤歯科医師の資格証の写しが保管されていなかった。施設で本紙を確認のうえ、その写しを直ちに提出すること。 また、歯科医師の雇用にあたって、嘱託医師契約書の契約期間が26年3月1日で終了していた。ヒアリングによると自動更新契約とのことだったが、契約書上読み取れなかった。新契約を結ぶ等、現在の雇用が確認できる文書の写しを提出すること。</p> <p>○第3章 設備及び備品等 （静養室） 静養室を現地確認したところ、短期入所生活介護利用者が居室として使用していた。施設によると、短期入所でも同性配慮の部屋割りをしていること、不穏になり易い短期入所の利用者の見守りが容易に行えることから、寮母室に隣接し1室2床確保されている静養室を短期入所に使用する場合があるということ。 静養室の転用時には、他の空きベッドを静養用に確保しているとのことであるが、利用者の体調悪化時や感染症罹患時等における迅速な対応のため、静養室は常時確保</p>	<p>○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第17号（以下、老福条例）第4条</p> <p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第20号（以下、居宅条例）第148条</p> <p>○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第21号（以下、予防条例）第130条</p> <p>○老福条例 第5条</p> <p>○居宅条例 第151条</p> <p>○予防条例 第133条</p>

第3号様式（第5条関係）

26平高第519号
平成26年10月3日

社会福祉法人 恵仲会
理事長 竹内 恵司 様

平塚市長 落合 克宏



平成26年度における実地指導の結果について（通知）

平成26年9月24日に実施しました実地指導においては、文書による改善を求める事項は認められませんでした。

なお、実地指導の際に口頭で指摘した事項については、速やかに対応してください。

また、今回の実地指導で確認した項目も含めて、貴事業所自らが、定期的に点検等を行い、適正な介護サービスの提供及び介護給付費等の請求に努められるようお願いいたします。

以上

（事務担当は高齢福祉課介護予防担当）

社会福祉法人 恵伸会 代表者 殿

神奈川県平塚保健福祉事務所長



実地指導の結果について（通知）

平成26年10月7日に実施しました実地指導の結果、別紙1のとおり改善を要する事項が認められました。

ついては、速やかに改善の上、その改善結果を平成26年11月26日までに様式4関係（別紙2）、様式4関係（別紙3）及び様式4関係（別紙4）により当職あてに提出してください。なお、実地指導の際に口頭で指導した事項についても、別添のとおり指導メモを添付いたしますので、速やかに対応してください。

また、今回の実地指導で確認した項目も含めて、定期的に点検等を行い、適正な介護サービスの提供及び介護給付費等の請求に努められるようお願いいたします。

1 対象事業所

（指定福祉用具貸与事業所）（指定介護予防福祉用具貸与事業所）
（指定特例福祉用具販売事業所）（指定介護予防福祉用具販売事業所）
「サンレジデンス湘南レンタルサービス」（1472001211）

2 提出が必要な書類

(1) 様式4関係（別紙2 報告書の提出）

(2) 様式4関係（別紙3 報告書）

※別紙3には、別紙1（改善を要する事項）に記載した内容の改善結果がわかる書類を添付してください。

(3) 様式4関係（別紙4 過誤調整が生じる保険者一覧）

(4) 様式8（点検結果報告書）

（保険者に相談し、過誤調整の点検が終了した時点で速やかに提出してください。）

(5) 様式9（過誤調整結果報告書）

（過誤調整が完了した時点で速やかに提出してください。）

問い合わせ先
保健福祉課 山室
電話 0463-32-0130 内線261

様式4 関係 (別紙1 改善を要する事項)

事業所番号	1472001211	対象事業	指定福祉用具貸与 (予防) 指定特定福祉用具販売 (予防)
事業所名	サンレジデンス湘南レンタルサービス		
実地指導年月日	平成26年10月7日(火)		

番号	項目	指導事項	根拠法令等
1	<p><第3節 設備に関する基準></p>	<p>【福祉用具貸与 (予防)、特定福祉用具販売 (予防)】 物品の一時保管場所として、併設の特別養護老人ホームの一部 (地域交流室) を使用していたが、未届け且つ多数の人が立ち入ることのできる場所で、清潔保持の観点からも適切な状況ではなかった。保管場所は清潔・不潔の区分を考慮して必要な場合は別に確保し、県介護保険課へレイアウト変更の届出を行うこと。 また、申請図面と現地を確認したところ、正面玄関前展示スペースの縮小と事務室内での配置変更を確認したので、原状回復するかレイアウト変更の届出を行うこと。 対応した結果については文書で報告すること。</p>	<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第20号 (以下、居宅条例) 第252条、第269条 ○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 平成25年1月11日 神奈川県条例第21号 (以下、予防条例) 第241条、第258条</p>
2	<p><第4節 運営に関する基準></p> <p>○内容及び手続の説明及び同意 ○居宅介護支援事業者等との連携 ○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○サービスの提供の記録 ○指定福祉用具貸与の基本取扱方針 ○指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 ○福祉用具貸与計画の作成 ○記録の整備 <報酬> ○福祉用具貸与費</p>	<p>【指定福祉用具貸与】 福祉用具貸与にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担軽減につながるよう、その目標を設定し計画的に行う必要がある。 また、サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者の作成した居宅サービス計画に沿った福祉用具を提供しなければならず、予め利用申込者又はその家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について同意を得ることとされているが、当該事業所では居宅サービス計画書作成や交付前に、福祉用具サービス計画を作成し、同意を得てサービス提供していたケースや福祉用具サービス計画作成日や、利用申込者又はその家族の同意日より前にサービス提供していた事例を確認した。 については、同様の事例がないか再度点検し、保険者へ連絡のうえ必要に応じて過誤調整を行うこと。 なお、対応した結果については、文書で報告すること。</p>	<p>○居宅条例 第263条 (第9条、第15条、第17条、第20条準用)、第254条、第255条、第256条、第262条 ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日 厚告19) 別表 11福祉用具貸与</p>

次 育 第 555 号
平成 27 年 1 月 23 日

社会福祉法人 恵仲会 理事長

神奈川県県民局次世代育成部長



指導監査の結果について（通知）

平成 26 年 10 月 20 日及び同 21 日に、貴法人が経営する施設の運営等について児童福祉法第 46 条に基づく実地監査を行った結果、次の事項（以下「文書指摘事項」という。）に改善が必要と認められるので通知します。

文書指摘事項及び監査当日、指摘した事項について理事会に報告するとともに、所要の改善措置を講じ、文書指摘事項については、その改善状況を本通知到達の日から 60 日以内に理事会議事録の写しを添えて、当職あてに報告してください。

今後とも保育の質の向上に努めるとともに、一人ひとりの子どもの人格や個性を尊重し、豊かな人間性や人権を大切にする心を育てる保育への積極的な取り組みを進めてくださるようお願いいたします。

1 指導監査実施施設

保育所 サンキッズ大磯

保育所 サンキッズ湘南

保育所 サンキッズ平塚ステーション

2 文書指摘事項

（施設共通）

前期末支払資金残高を法人本部の事務費等として繰入れる場合は、事前に理事会の承認を得てください。

問い合わせ先

次世代育成課 次世代育成グループ 坂井・今井

電話 045-210-4669（ダイヤル） 加藤・鈴木

ファクシミリ 045-210-8956